

Ⅲ 研究グループ報告（中間報告）

## IFRS における資産会計の総合的検討

主査：菊谷 正人（法政大学）  
委員：石井 明（横浜商科大学） 石山 宏（山梨県立大学）  
越智 信仁（日本銀行） 小林 直樹（玉川大学）  
島田 佳憲（岩手大学） 島永 和幸（神戸学院大学）  
杉山 晶子（東洋大学） 中野 貴之（法政大学）  
林 健治（日本大学） 藤田 晶子（明治学院大学）  
古庄 修（日本大学） 松井 泰則（立教大学）  
松本 徹（専修大学） 吉田 智也（埼玉大学）  
依田 俊伸（法政大学）

### 要 旨

本研究グループは、事業活動にとって重要な有形固定資産・投資不動産・リース資産・棚卸資産・金融資産等に関する会計処理について、国際財務報告基準（IFRS）（IASを含む）を対象にして総合的な検討を行った。

有形固定資産に関する基本的かつ重要な会計問題として、当初認識・測定、再測定、減価償却と減損損失等を理論的・実証的に検討した。当初認識時における取得原価の算定については、取得形態別（購入、自家建設、交換）に考察した。有形固定資産の期末評価（当初認識後の再測定）の会計方針として、IAS16では、原価モデルと再評価モデルの選択適用が認められているが、日本基準では再評価モデルは禁止されているので、有形固定資産の再評価、再評価額に基づく減価償却・減損および減損損失の戻入は要求されていない。このような相違点について、総合的検討を行った。投資不動産に関する会計方針として、IAS40では原価モデルと公正価値モデルの選択適用が容認されているが、日本基準は原価モデルを強制するに留まる。リース資産に関する日本基準は、リース資本化の識別規準が米国基準と同様に数値基準である点等を除いて、IFRSと極めて類似するが、当初認識・測定、再測定等の会計方針を理論的・実証的に検討した。なお、最近の新リース基準の動向、すなわちIASB/FASB共同プロジェクトが公表したリース公開草案（2013年ED）のコア理論についても検討を加えた。棚卸資産に関する日本基準は、基本的にIFRSに収斂しているが、当初認識・測定と再測定等の基本的な会計方針を理論的・実証的に検討した。また、金融資産会計では、IFRS9策定（IAS39改訂）プロジェクトを中心に、関連規定（IFRS13やIFRS7）を含め、公正価値測定やマネジメント・アプローチ等の信頼性を巡る留意点について論究した。

さらに、財務諸表の表示と開示に関して、重要性の原則の適用により、その有用性を高めることが分析された。

## I はじめに

本研究は、企業の事業活動にとって重要な資産に関する会計処理について、IFRS (IASを含む) を対象にして総合的な検討を行う。具体的には、有形固定資産 (IAS16, IAS20, IAS23, IAS29, IAS36, IFRS5)、投資不動産 (IAS40)、リース資産 (IAS17)、棚卸資産 (IAS2)、無形資産 (IAS38) および金融資産 (IAS32, IAS39, IFRS7, IFRS9) に分け、主として日本基準との比較・分析を行うことによって、IFRS の特徴と欠陥を探究する。それとともに、日本基準の特徴と欠陥を確認し、日本基準に対する対応策を提案することを本研究の主要目的とする。

このような理論的・実証的な総合的検討により、わが国における資産会計の改善・展開に貢献できるものと思われる。

## II 有形固定資産会計

### 1 有形固定資産の当初認識・測定

認識 (recognition) とは、経済的事象のうちどれを会計的に測定の対象とするのかを識別プロセスである。IAS16 は、将来の経済的便益の蓋然性 (probability) と測定の信頼性 (reliability) を認識規準とする (IAS16, par.7)。

資産として認識要件を満たす有形固定資産は、当初認識時点にその取得原価で測定される (IAS16, par.15)。取得原価とは、当該資産取得のために支出した現金・現金同等物の価額またはその他の引渡した対価の公正価値、すなわち「現金価格相当額」 (cash price equivalent) をいう (IAS16, par.23)。

### (1) 購入による取得原価

IASC が公表した原初基準である IAS16 (1982 年) では、取得原価に算入できる付随費用は、当該資産を稼働できる状態においておくために直接必要とされる費用に限定されていた (IAS16 (1982), par.11)。IASB により 2003 年 11 月に改訂され、2004 年 3 月に公表された IAS16 (2003 年改訂) によれば、購入により取得した有形固定資産 (ただし、購入による取得に限定されない) の付随費用として、解体・除去費用 (cost of dismantling and removing the assets) を取得原価に算入できることとなった (IAS16, par.16)。わが国の ASBJ により平成 20 年 (2008 年) 3 月に公表された「基準 18 号」も、資産除去費用に関して、会計基準の国際的収斂の観点から「資産負債両建処理法」を採用している。

### (2) 自家建設による取得原価

IAS16 (2007 年改訂) によれば、自家建設資産 (self-constructed asset) の取得原価は、取得資産に対する原則と同じ原則を適用して決定される (IAS16, par.22)。ただし、IAS23 (2007 年改訂) によれば、使用または販売の準備のために相当の期間がかかる資産である「適格資産」 (qualifying assets) (棚卸資産も含む) の取得、建設または製造を直接の発生原因とする借入コスト (borrowing costs) は、当該資産の取得原価の一部として資産化しなければならない (par.8)。また、IAS23 で資産化が求められる借入コストは、適格資産を取得するために特別に借り入れた資金の利息に限定されていない。すなわち、企業が一般目的で資金を借り入れ、適格資産を取得するためにそれを使用した範囲で、当該資産への支出額に「資産化率」

(capitalisation rate) を乗じて、「資産化適格借入コスト額」(amount of borrowing costs eligible for capitalisation) を計算しなければならない。この一般目的借入金と資産化率の規定は、わが国の「連続意見書」等においても存在せず、今後、コンバージェンスの対象となり得る部分といえる。

### (3) 交換による取得原価

IAS16 (2003年改訂) では、交換 (exchange) により取得した受入資産 (asset received) の取得原価は、(a) 交換取引が経済的実質を欠いている場合、または (b) 受入資産または引渡資産 (asset given up) の公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、原則として、公正価値で測定される。公正価値で測定できない例外的な場合には、受入資産の取得原価は引渡資産の簿価で測定される (IAS16, par.24)。受入資産または引渡資産の公正価値が信頼性をもって測定できる場合、受入資産の取得原価は次のケースにより異なる。

- (a) 受入資産の公正価値が明らかとなる場合には、受入資産の公正価値
- (b) 受入資産の公正価値が明らかとならない場合には、引渡資産の公正価値

## 2 有形固定資産の再測定 (期末評価)

IAS16 では、原価モデル (cost model) と再評価モデル (revaluation model) の選択適用が認められている (IAS16, par.29)。

原価モデルでは、有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した価額で評価しなければならない (IAS16, par.30)。この会計方針は、取得原価主義に基づく期末評価基準であり、わが国でも採用されている。

再評価モデルでは、有形固定資産は、公正価値から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した評価額で計上しなければならない (IAS16, par.31)。有形固定資産を再評価した結果として増加する帳簿価額の増加額は、「再評価剰余金」(revaluation surplus) の科目を付して株主持分に直接貸記しなければならない。しかし、再評価剰余金は、以前に費用として認識された同一資産の再評価による減少額を戻し入れる範囲内で収益として認識する (IAS16, par.39)。なお、当該資産の認識の中止 (たとえば、売却処分) が行われる場合には、再評価剰余金は利益剰余金に振り替える (IAS16, par.41)。わが国の会計諸則には、会社更生・企業結合等の特殊のケースを除き、資産の再評価は認められない。

### 3 有形固定資産の費用化 (減価償却)

原価モデルによる減価償却費は取得原価に基づいて測定され、再評価モデルのもとでは、減価償却費は再評価額に基づいて計算され、全額損益計算書に算入される。再評価モデルの場合、再評価に伴う減価償却累計額は次のいずれかの方法によって計上される。

- (a) 再評価後の資産の帳簿価額が再評価額と等しくなるように、資産の減価償却累計額控除前の帳簿価額の変動に比例して改訂される。
- (b) 再評価前の減価償却累計額を消去し、その正味再評価額を新たな帳簿価額とする。

## 4 有形固定資産会計の実証分析

IAS36 に関する実証研究では、経営者の判断による公正価値と機会主義的会計政策手続を論点として、Knauer and Wöhrmann [2012] は、IFRS と国内の会計基準におけ

るのれんの減損について、市場の反応とその情報内容の質的検証を行い、Vanza et al. [2011] は、資産の減損が不確実性を減少させる特定情報を開示する場合の経営者によるIAS36の適用・不適用を検証し、さらに、Liberatore and Mazzi [2010] は、借入コストとのれんの情報強制開示の間の情報内容を分析している。

### Ⅲ 投資不動産会計

IAS40によれば、賃貸収益または資本増価あるいはその双方を目的として保有される不動産である「投資不動産」(investment property)は、当初認識時点における取得原価で測定される(par.20)。その後の再測定に際しては、公正価値モデル(fair value model)と原価モデルの選択適用が認められている(par.30)。公正価値モデルを選択した場合における公正価値の変動から生じた損益は、発生した年度の損益に含まれる(par.35)。

投資不動産から他の不動産へ、または他の不動産から投資不動産へ用途変更がある場合には、用途変更の時点で振替処理が必要となる(par.57)。投資不動産から他の不動産への用途変更の場合には用途変更時の公正価値をもって取得原価とし、当該公正価値とその時点の帳簿価額との差額を損益として処理する(par.60)。

それに対して、他の不動産から投資不動産への用途変更のうち、棚卸資産または建設・開発過程の不動産から投資不動産への変更で公正価値により計上される場合には、当該公正価値と帳簿価額の差額は損益として処理される(pars.63 and 65)。しかし、自己使用不動産から投資不動産への変更で公正価値に

より計上される場合には、公正価値が帳簿価額より小さいときにはその差額は損失として認識されるが、公正価値が帳簿価額より大きいときにはその差額は利益として認識されず再評価剰余金として計上される(par.61)。このような不統一な処理が規定されている理由は何か、また、その理由に合理性があるかについては、検討の必要がある。

### Ⅳ リース資産会計

#### 1 リース資産に関する会計基準の意義および経緯

IASBの前身であったIASCより1982年9月に公表されたIAS17(1982年)は、「経済的実質優先主義」(substance over form)、いわゆる実質優先の概念を適用する最初の基準書であり、また、取得原価モデルのなかに測定方法として現在価値技法を組み入れた最初の基準書であった。1997年12月にIAS17は改訂された後、今日まで数回のマイナーな修正を経ている。

IAS17のアプローチの根本的欠陥は、借手におけるリース資産(およびリース負債)のオフバランス化の操作性の余地にあると指摘でき、例えば、類似の会計基準を適用してきた米国においては、リースの資本化について設定している数値基準を回避するリース契約をストラクチャーして、実質ファイナンス・リースのオフバランス化を示現し、その結果、財務諸表の目的適合性や透明性を棄損することであった。

そこで近年、アングロサクソン諸国での共通的な概念フレームワークを基礎として、IASBとFASBは共同で、新たに「使用权モデル」(the right of use model)と呼称される会計基準案を検討した結果、2013年5月

にIASB/FASBの両基準設定機関より公開草案「リース」(ED 2013/6)(再公開草案)が公表された。したがって、現行基準の構成内容論点に係る分析に加えて、このEDの内容の基底にある論理を考察する。

## 2 リース資産に関する開示

日本基準において、所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理が容認され、借手の多くはリース取引をオフバランス化させていた。リスク・便益アプローチに基づくIAS17, FASB ASC840においても、リース期間、最低リース料支払額などを規準に、ファイナンス・リース(FL)、オペレーティング・リース(OL)のいずれであるかが判定され、OLのオンバランス回避行動が一般化した。Imhoff et al. [1991, 1993, 1997]で示されたOLの推計的資本化方法をレビューし、注記開示を活用したOLの推計的資本化が財務比率に与える影響について検討した。

## 3 リース資産会計の実証分析

ED 2013/6では、(1)原資産が不動産ではなく、(2)リース期間が経済的耐用年数の重要部分を占め、(3)支払リース料の現在価値がリース開始日の原資産の公正価値と比べて重要である場合、当初認識後、借手は「使用権資産」を原則的に定額法により償却すると提案された。提案に従うと、費用が前倒し的に計上されるので、借手は反対意見を表明した。Jennings and Marques [2013]における仮設例の収益率、期首資産の時価/簿価の推移を見ると、定額法償却が現在価値償却(利息法)よりも優れるとは言えず、貸借対照表項目を変数とした株価の回帰分析結果からも定額法償却の方が優れているとは推計されなかった。

# V 棚卸資産会計

## 1 棚卸資産の費用化(原価配分)

IAS2では、棚卸資産の原価算定(配分)において、①通常代替性がない棚卸資産の原価および特定のプロジェクトのために製造され、かつ、他の棚卸資産から区分されている財貨または役務と、②それ以外の棚卸資産とに分けた上で、それぞれ適用される方法を限定している。すなわち、①の対象となる棚卸資産には個別法(specific identification)が適用され(IAS2, par.23)、②の対象となる棚卸資産には先入先出法(first-in, first-out formula)または加重平均法(weighted average cost formula)が適用される(IAS2, par.25)。なお、売価還元法(retail method)・標準原価法(standard cost method)は簡便法としてのみ認められている(IAS2, par.21)。

日本基準では、現在、棚卸資産の原価配分方法として、個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法のみを認めている(「基準9号」6-2項)。したがって、現状においてはIAS2とほぼ同等の規定が設けられているといえる。

## 2 棚卸資産の再測定(期末評価)

IAS2においては、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額(the lower of cost and net realisable value)により測定しなければならない(IAS, par.28-29)。日本基準では、棚卸資産を通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産とに区分したうえで、前者は取得原価と正味売却価額とのいずれか低い額とし(「基準

9号」7項)、後者は市場価格とする(「基準9号」15項)。したがって、基本的な思考はIAS2と軌を一にしている。

## VI 金融資産会計

### 1 金融資産会計の留意点

IFRS9「金融商品」策定(IAS39改訂)プロジェクトの動向を中心にレビューしたうえで、関連規定(IFRS13やIFRS7)を含め個別基準を巡る問題の所在や見直しの方向性等として、以下の諸点に論及した。

まず、IFRS9策定に向けたフェーズ1「分類及び測定」(classification and measurement)では、公正価値変動を「その他の包括利益」で認識する場合に、リサイクリングの扱いで整合性を欠く規定が混在しており(IFRS9, par.5.7)、利益概念を曖昧なものとしている。また、非上場株式にも公正価値測定が要求されているが(par.4.1.4)、各評価技法の結果のウエイトの置き方に定式化された株式鑑定理論がない中では、主観的な操作余地が極めて大きく監査可能性も乏しいといわざるを得ず、エクスポージャーが相対的に大きいわが国においては、慎重に有用性の検討が進められなければならない。

次に、フェーズ2「償却原価及び減損」(amortised cost and impairment)では、先般の金融危機の経験を踏まえ新たに期待損失モデル(expected loss model)が導入され、具体的な算定方法を巡るIASBとFASBの意見交換が続いている。基準設定主体による期待損失モデルの採用が仮に政策科学としての役立ちを会計に求めるものであるとしても、主観的な予測を介在させ実体経済に影響を与えることで実現しようとする政策目的(プロシクリカリティの抑制)が、市場の反

応を先読みする経済主体(経営者等)の裁量により覆されてしまう可能性にも留意しつつ、当該予測を合理的に裏付け可能なものにしていく取組みが必要となる。

さらに、フェーズ3「ヘッジ会計」(hedge accounting)では、原則主義の下で目的適合的(IFRS9, par.6.1.1)な規定の導入が行われている。ただし、その前提となる企業のリスク管理活動について、どの程度の整備が要求されるのかに関し、財務諸表作成者と監査人の共通理解が得られなければ、両者が想定する整備の水準に乖離をもたらす懸念がある。

最後に、IFRS7「金融商品：開示」では、マネジメント・アプローチによるリスク情報の注記開示が求められているが(IFRS7, pars.33-34)、経営判断に係る監査可能性を担保し得る制度的枠組み(開示基準、監査実務指針等)が重要になるう。

### 2 金融資産会計の実証分析

IFRSの金融商品策定プロジェクトでは、公正価値測定の適用対象が拡大している。このような中、いわゆるレベル3に区分される測定値の信頼性の低い項目が増えることによって、どのような影響が生じるかが注目される。

IFRSに先立ち、公正価値の階層別開示(レベル1~3)を開始している米国では、レベル3に区分される項目に対して、投資家がどのように評価しているのか等について実証分析が進められている。こうした実証分析の知見を網羅的にレビューし、財務諸表上、レベル3の項目が増えていくことの意義や課題について、まずは系統的に把握する必要がある。

## Ⅶ その他の特殊論点

### 1 開示（注記）

IFRS において、表示（presentation）と開示（disclosure）の概念は区別して用いられる。すなわち「開示」は、財務諸表本体ではなく、注記において金額または文章を用いて説明を行う場合に用いられる。IFRS の一般的な特徴のひとつに注記の量がかかり多いことが挙げられるが、最近では、注記量の増加傾向に対して、これを問題視し、その改善を求める議論が高まっている。例えば、IASB から諮問を受けて、2011年10月にスコットランド勅許会計士協会（ICAS）とニュージーランド勅許会計士協会（NZICA）により公表された報告書（*Losing the excess baggage: reducing disclosures in financial statements to what's important*）は、不必要に詳細な財務諸表本体に関連する注記情報を削減し、財務諸表の有用性を高めるための勧告を行っている。この場合、注記には、財務諸表本体に表示されている項目の説明や各項目の分解情報、あるいは本体における認識の要件を満たしていない項目に係る情報等が含まれるが、報告書は、重要性（materiality）の概念を適用し、重要な表示項目と追加的な注記における重要な情報を区別して、①重要な表示項目、②重要な注記情報、および③重要性がない項目に分類する。報告書においては、このように表示項目と注記情報の重要性を区別することにより、結果として注記情報の開示要求の37%を削減することが可能になったという。

他方で、当該報告書に対して注記の量的削減は目標ではなく、あくまでも結果であるべきであり、すなわち開示の質にもっと焦点を

あてるべきとの指摘も見られる。

当該報告書は、IAS1 における包括的な開示要求に網羅されること、ならびに重要性の原則の適用を理由として、個別基準間の整合性をふまえた注記の削減を提案している。資産会計に係る個別のIAS およびIFRS における注記の意義とその開示要求を改めて検討するとともに、かかる提案のインプリケーションを財務報告全体の枠組みの再構成を指向した議論が国際的に展開されるなかで、財務報告の構成要素—財務諸表・注記・経営者による説明（MC、およびコーポレート・ガバナンス）—および配置規準（placement criteria）の在り方に照らして考察することを今後の研究課題としたい。

## Ⅷ IFRS における資産会計の特徴

IFRS では、国際的な資本市場における現在・将来の投資者・債権者等の意思決定にとって有用な情報を提供することを財務報告の基本目的とする「意思決定有用性アプローチ」の観点から、主として投資者にとって有用な公正価値（市場価値、割引現在価値）・見積数値が大幅に導入・利用されている。たとえば、金融資産・有形固定資産・投資不動産等の広範な資産項目にわたって公正価値による評価が容認されている。たとえば、有形固定資産および投資不動産の再測定には、原価モデルと再評価モデル（または公正価値モデル）の選択適用が認められ、時価評価が容認されている点もIFRS における資産会計の大きな特徴となっている。また、リース資産の計上額には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値が用いられ、その割引率・割引期間は財務上の仮定による予測数値である。投資者の

投資意思決定にとって有用である将来キャッシュ・フローを重視した会計処理が最優先されている。つまり、投資者保護偏重主義の会計処理が採用されていると言っても過言ではない（菊谷 [2011], 25 頁）。

投資者の意思決定目的である「将来キャッシュ・フローの予測」に適合する財務情報を提供するために、「市場価値評価」（marking to market）を容認するなど、「資産・負債アプローチ」の考え方に立脚した会計処理が採用されているが、そのアプローチの帰結として、資産の公正価値による再測定（remeasurement）が頻繁に行われることも IFRS における資産会計の特徴の 1 つとなっている（同上, 26 頁）。

また、リース資産会計のように、法的形式より経済的実態の判断を重視する「経済的実質優先主義」が採用されている。法的所有権を保有しなくても、リース物件により経済的利益を実質的に享受でき、使用に伴って生ずるコストを実質的に負担する場合には、リース資産として貸借対照表上に認識・測定できる。

さらに、IFRS は原則的な規定を設け、基本的に例外規定を設けない「原則主義」（principle basis）に基づいており、資産会計においても、財務諸表の国際的比較可能性の確保するために、代替的会計処理が排除され、単一的な会計処理が要求されている。

#### 【参考文献】

Alexander, David, Anne Britton, and Ann Jorissen [2011], *International Financial Reporting and Analysis*, Cengage Learning EMEA.  
Ernst & Young [2010], *International GAAP 2010*, Wiley, pp. 1467–1469.  
Imhoff, Eugene A., Robert C. Lipe, and David W. Wright [1991] “Operating Leases: Impact of Constructive Capitalization,” *Accounting Horizons*,

Vol. 5, No. 1, pp. 51–63.  
—— [1993] “The Effects of Recognition Versus Disclosure on Shareholder Risk and Executive Compensation,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 8, No. 4, pp. 335–368.  
—— [1997] “Operating Leases: Income Effects of Constructive Capitalization,” *Accounting Horizons*, Vol. 11, No. 2, pp. 12–32.  
IASB [2004], *International Accounting Standard 1 Presentation of Financial Statements*. …IAS1  
IASB [2004], *International Accounting Standard 2 Inventories*. …IAS2  
IASB [2003], *International Accounting Standard 16 (revised) Property, Plant and Equipment*. …IAS16 (2003 年改訂)  
IASB [2004], *International Accounting Standard 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement*. …IAS39  
IASB [2005], *International Financial Reporting Standard 7 Financial Instruments: Disclosures*. …IFRS7  
IASB [2007], *International Accounting Standard 23 (revised) Borrowing Costs*. …IAS23  
IASB [2008], *International Accounting Standard 16 (amended 2008) Property, Plant and Equipment*. …IAS16  
IASB [2009], Discussion Paper, *Leases: Preliminary Views*.  
IASB [2009], *International Accounting Standard 17 (amended 2009) Leases*. …IAS17  
IASB [2010], Exposure Draft, *Leases*.  
IASB [2013], Exposure Draft, *Leases*.  
IASC [1982], *International Accounting Standard 16 Accounting for Property, Plant and Equipment*. …IAS16 (1982 年)  
IASC [1982], *International Accounting Standard 17 Accounting for Leases*. …IAS17 (1982 年)  
IASC [1993], *International Accounting Standard 2 Inventories*. …IAS2 (1993 年)  
IASC [1997], *International Accounting Standard 1 Presentation of Financial Statements*. …IAS1 (1997 年)  
IASC [1997], *International Accounting Standard 17 (revised) Leases*. …IAS17 (1997 年改訂)  
IASC [2000], *International Accounting Standards Explained*, Wiley.  
Institute of Chartered Accountants in Scotland and New Zealand Institute of Chartered Accountants [2011], *Losing the excess baggage: reducing disclosures in financial statements to*

- what's important.*
- Jennings and Marques [2013], "Amortized Cost for Operating Lease Assets," *Accounting Horizons*, Vol. 27, No. 1, pp. 51-74.
- 企業会計基準委員会 [2008], 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」…「基準9号」
- 企業会計基準委員会 [2008], 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」……「基準18号」
- 企業会計審議会 [1949], 「企業会計原則」(最終修正) ……………「企業会計原則」
- 菊谷正人 [2011] 「IASC・IASBの変遷の歴史とIAS・IFRSの特徴」『経営志林』第47巻4号, 17-31頁。
- Knauer and Wöhrmann [2012], "Market reaction to goodwill impairment," *CAAA Annual Conference 2012. Working Paper*. Retrieved from [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=1985477/](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1985477/)
- Liberatore and Mazzi [2010], "Examining The Link Between Goodwill Mandatory Disclosure Level Under IAS 36 And Cost of Debt: Evidence From S&P Europe 350," *Working Paper*. Retrieved from [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=1687024/](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1687024/)
- Nobes, Christopher and Robert Parker [2008], *Comparative International Accounting*, Tenth Edition, Prentice Hall.
- 越智信仁 [2012] 『IFRS 公正価値情報の測定と監査一見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国元書房。
- Vanza et al. [2011], "Asset impairment and the disclosure of private information," *Working Paper*. Retrieved from [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=1798168/](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1798168/)
- 吉田智也 [2014] 「自家建設による有形固定資産の取得と借入コストの会計処理」『経理研究』第57号, 305-311頁。